

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第11号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程
水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 使用水量と異なる汚水排出量認定及び井戸汚水等の排出量認定

第10条第2項中「受託者は,」の右に「使用水量と異なる汚水排出量認定及び」を,「汚水排出量認定事務」の右に「(以下「汚水排出量認定事務」)という。」を加える。

別記様式第2号(表)中「井戸汚水等」を「汚水」に改め,同様式(裏)中「井戸汚水等の」を「汚水」に改める。

附 則

この規程は,平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)